

【フランス】 同性婚法の成立

海外立法情報課・服部 有希

* 2013年5月17日に、同性婚を制度化する法律が成立した。これにより、同性者間でも、婚姻し、共同で養子縁組等を行うことが可能となった。また、子の氏に関する規定も改正された。

1 立法の背景

これまで、フランスにおいて、同性者間で形成し得る法律上の共同生活の形態は、内縁関係 (concupinage) か民事連帯協約 (pacte civil de solidarité : Pacs、以下「パックス」) の2つであった。パックスは、1999年に制度化された異性間又は同性間の婚姻に準じたパートナーシップ制度である。しかし、パックスには養子縁組等の面で制限があり、同性婚の制度化に期待が寄せられていた。このような中、フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領の選挙公約に従い、政府は、2012年11月7日に同性婚を制度化するための法案を提出し、2013年5月17日に、法律第2013-404号 (注1) として成立した。同法は、主に民法典を改正し、同性婚を制度化するとともに、養子縁組及び子の氏に関する規定を改正するものである。なお、争点であった同性婚両当事者による生殖補助医療の利用については、同法には盛り込まれなかった。

2 婚姻の定義

婚姻は、民法典上、明確に定義されておらず、いくつかの条文から異性間に限られると解釈されてきた。改正により、民法典第143条が新設され、「婚姻は、異性又は同性の両当事者間で締結される」と定義され、異性間の婚姻を前提としていたいくつかの条文も改正された。今後、同性両当事者は、婚姻、パックス又は内縁関係のいずれかを選択できるようになる。パックス等とは異なり、婚姻することで、後述する養子縁組及び子の氏に関する事項の他に、配偶者間財産制の選択 (共有財産制又は別産制)、配偶者の相続人となること、通称として他方の配偶者の氏を使用すること等ができる。

3 養子縁組

フランスの養子縁組には、実方との親族関係が維持される単純養子縁組 (adoption simple) (民法典第360条等) と実方との親族関係が完全に終了する完全養子縁組 (adoption plénière) (民法典第343条等) の2種類がある。いずれの場合も、養親は、原則として、養子よりも15歳以上年上でなければならず、単純養子縁組の養子に年齢制限はなく、完全養子縁組の養子は原則として15歳未満でなければならない。この単純養子縁組及び完全養子縁組それぞれについて、婚姻両当事者と養子との間に親子関係を形成する共同養子縁組と単独養子縁組の2種類がある。ただし、共同養子縁組を行うことができるのは、同居している婚姻両当事者のみで、さらに、婚姻から2年以

上経過していること又はどちらも 28 歳以上であることが必要となる。一方で、単独養子縁組に婚姻の要件は不要で、養親が 28 歳以上であればよい。

このように、共同養子縁組の養親は、婚姻両当事者に限られ、パックスや内縁関係の当事者は、当該養親となることができない。それゆえ、従来は、同性両当事者が養子を迎えるには、そのいずれかが単独養子縁組を行うしかなかった。また、単純養子縁組では、養親が実親の配偶者でない限り、親権は養親に移る。このため、共同生活をする同性両当事者の一方が他方の子と単純養子縁組を行うことは、今後も実親が子と暮らす予定であるのにもかかわらず、実親から親権を奪うことになり、子の利益に反するとして、判例上認められていなかった（注 2）。

このような養子縁組制度の大枠に改正はないが、今後は、同性婚両当事者は、共同養子縁組やその一方の実子との養子縁組を行い、親権を共同で行使することが可能となった。また、今回の改正により、同性者間でその一方の養子を共同で養育している場合を考慮し、この養子関係を継続したまま、もう一方もこの養子と養子縁組を行うことが可能となった。

4 子の氏

子の氏は、原則として、実親の一方の氏又は実親の氏を任意の順にハイフンで連結した二重氏のいずれかを実親の共同の申述により選択する（親の二重氏を他方の氏と連結し、三重以上とすることは不可。二重氏の中の1つの氏のみを使用することは可）。ただし、子の氏を選択について、実親に合意がないことなどにより、実親による共同の申述が行われなかった場合は、先に親子関係が立証された親の氏又は親子関係が実親の双方に対して同時に立証された場合には、父親の氏の子の氏となる。改正後、子の氏について実親の合意がない場合は、実親のそれぞれ一番目の氏を頭文字のアルファベット順に連結することとなった（民法典第 311-21 条）。完全養子縁組の場合には、養子の氏は、養親の氏となる。婚姻両当事者による共同養子縁組又は配偶者の子の養子縁組の場合には、共同の申述により子の氏を選択する。改正後、両親の共同の申述がないときは、上述の場合と同様に、子の氏は、アルファベット順の氏となる（民法典第 357 条）。単純養子縁組の場合には、養子の氏に養親の氏が付加され二重氏となる。養子又は養親に二重氏の者がいる場合には、養子の氏と養親の氏から各1つを選択し、任意の順で連結する。氏を選択と順は、養子が 13 歳以上の場合はその同意を得た上で、養親が定める。改正後、共同養子縁組を行う場合において、子の氏について合意に至らなかったときには、上述のアルファベット順となる（民法典第 363 条）。

注（インターネット情報は、2013 年 6 月 19 日現在である。）

- (1) Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe.
- (2) Cour de cassation, civile, Chambre civile 1, 20 février 2007, 06-15.647, Publié au bulletin, Legifrance.〈<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000017636211&fastReqId=476601251&fastPos=1>〉